

姫路市立増位中学校 いじめ防止基本方針

姫路市立増位中学校

1 学校の方針

『一人一人の命輝く教育を追求し、豊かな心と自ら学ぶ力を育成する』の教育目標のもと、生徒の人権を大切にし、生徒理解の上に立った生徒指導の推進を図る。また、生徒の実態を的確に把握し、多面的な生徒理解のもとに、「愛情と誠意」を基本に「対話と信頼」をもって受容的・人間的なふれあいを行う。その上で、学級活動・生徒会活動・部活動等あらゆる教育活動の場を通じて、より良い生徒集団の育成を目指す。いじめ防止に向け、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見やいじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校の校区は、市川に沿って南北に約7kmと長く、奈良時代に建立された随願寺（増位山）や俳人松尾芭蕉像や遺品を祀る風羅堂跡、平安時代の豪族佐伯氏を祀る佐伯神社、「播磨四の宮」として由緒ある白国神社等遺跡や名跡が多く、地域の教育に対する関心が高い。また、本校周辺は花の北と名付けられ、元東洋紡績の跡地にショッピングセンターやマンションなどが建ち並び、姫路市の北部副都心として発展している。

本校は、教育目標に「自他の生命や人権を尊重する態度、未来を担う社会人としての資質を養う。」などと掲げており、いじめについて日頃より生徒個々の学校生活や家庭生活の状況把握に努め、生徒の微妙な変化にも対応しようと努力したり、10月には地域3小学校（砥堀・増位・水上）と連携し、いじめ防止の規範意識向上を目的とした「増位中学校いじめ防止強化週間」を実施している。そして、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築して取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導體制及び組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む教職員、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1「校内指導體制及び関係機関」

また、いじめは大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいため、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2「チェックリスト」

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うための指導計画を別に定める。 別紙3「年間指導計画」

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合の情報の収集と記録・情報の共有、事実確認等いじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4「組織的対応」

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合も、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織（いじめ対策委員会）で調査し、解決にあたる。

事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査組織に協力する。

5 その他

策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員やPTAなどあらゆる機会を通して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。